

はじめに

- 令和元年（2019年）6月、「学校教育の情報化推進に関する法律」（令和元年法律第47号。以下「法」という。）が成立し、公布・施行された。法第9条第2項においては、「市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育情報化推進計画（都道府県学校教育情報化推進計画が定められているときは、学校教育情報化推進計画及び都道府県学校教育情報化推進計画）を基本として、その市町村の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村学校教育情報化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。」とされている。本計画は、当該規定に基づき策定するものである。
- 本計画は令和2年3月に策定した「屋久島町教育振興基本計画」をもとに令和3年3月に策定した「GIGA スクール構想の実現に向けた計画書」に代わる位置付けとし、文部科学省「学校教育情報化推進計画」（令和4年12月26日）、鹿児島県教育委員会「未来を創る鹿児島「教育の情報化」推進プラン」（令和5年3月）を参考としている。
- 本計画では、本町に於ける学校教育の情報化方向性について、現状と課題、それらに応じた4つの基本的な方針、計画期間、基本的目標、基本的な方針を実現するための施策についてまとめている。

1. 現状と課題

- 「GIGA スクール構想の実現に向けた計画書」の ICT 活用目標と達成状況

- 令和4年度の「ICT 活用目標」

- ◇ (目標) 整備済みの各学年において、各クラス1日2～3回以上活用。

(達成状況)

令和3年度に一人一台端末が整備完了し、「整備済の各学年」は全小中学校全クラスが対象となる。利活用状況の調査結果は以下の通りである。

「教育の情報化」に係る取組状況等に関する調査(令和5年1月)

端末の利活用状況	小学校	中学校
ほぼ毎日、利活用している 全学年	1校	4校
ほぼ毎日、利活用している 一部の学年	7校	-
週に数回、利活用している 全学年	1校	-

毎日利活用している学校は92%であるが、小学校7校の一部の学年(主に低学年)と小学校1校の全学年においては毎日の利活用に至っておらず、目標は達成されていない。

- ◇ (目標) 整備済みの各校において、リモート学習環境の整備と活用。(100%)

(達成状況)

リモートによる学習環境の整備は完了しており、各校の活用状況についての調査結果は以下の通りである。

「教育の情報化」に係る取組状況等に関する調査(令和5年1月)

学校名	リモートによる学習環境の主な活用事例
宮浦小	慶應義塾大学との連携授業
一湊小	校内での委員会発表
永田小	やむを得ず学校に登校できない児童へのリモート授業
金岳小	奈良県の小学校との交流授業
小瀬田小	やむを得ず学校に登校できない児童へのリモート授業
栗生小	やむを得ず学校に登校できない児童へのリモート授業
八幡小	宇検村、沖縄県の小学校との交流授業